

東京外国語大学保健管理センター規程

〔 昭和47年 7月 4日 〕
制 定

改正 昭和53年 2月 1日 平成12年 4月 1日
平成16年 4月 1日規則第143号 平成19年 3月23日規則第34号
平成21年 9月15日規則第138号 平成25年 7月23日規則第42号
平成27年 3月24日保健管理センター規則第 1号
平成31年 3月18日保健管理センター規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京外国語大学保健管理センター（以下「センター」という。）の管理運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、厚生のための全学共通施設として、本学の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、必要に応じて関係部局の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 保健管理に関する専門的な調査研究
- (2) 保健管理の実施に関する企画立案
- (3) 定期及び臨時の健康診断等による健康評価並びに事後の保健指導と措置
- (4) 心身両面の保健に関する健康相談及び応急処置と短期的投薬
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病の予防に関する指導援助
- (6) 保健に関する知識の普及
- (7) 国立大学法人東京外国語大学安全衛生管理規程第9条第1項に定める産業医が、同条第3項に定める産業医の職務を遂行する際の、産業医に対する協力と支援
- (8) 広義の健康保持増進に関する専門的な調査研究と業務

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教授
- (3) 准教授又は講師
- (4) 看護師又は保健師
- (5) 事務職員その他必要な職員

(所長)

第5条 センターの所長は、学長が指名する本学の教授をもって充てる。

2 所長は、センターを代表し、センターの管理及び運営を掌理する。

3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期の末日は、当該所長を指名した学長の任期の末日とする。

4 所長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 削除

第7条 削除

(保健管理センター運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) 学内保健管理に関する重要事項
- (2) センター教員の人事に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

(委員会の組織及び委員の任期)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) センターに属する教員
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (7) 事務局長
- (8) その他学長が必要と認める者

2 前項第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を指名する学長の任期の末日とする。

3 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の運営)

第10条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

4 第8条第2項第2号及び第4号に規定する事項については、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(小委員会)

第12条 委員会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第9条第1項に規定する委員その他の教職員のうちから、委員会が定める者をもって組織する。

3 小委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第13条 委員会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、昭和47年7月4日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和53年2月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、改正前の規程第8条第1項第4号及び第5号の規定により選出された委員の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成12年4月30日までの任期を平成12年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年7月23日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。